

## 療養病床について

療養病床には設置基準があり、病室や食堂の広さ等を定めた基準と、医師・看護師・看護補助者等の設置基準が定められております。

療養病床には下記2種類があります。

### ①医療療養型病床（医療保険を利用する入院）

病状が安定している長期療養患者さまの内、医療処置の必要度の高い（中心静脈栄養、頻回の痰吸引、透析等が必要な）方々にお過ごしいただける入院環境を備えた病床です

療養病床としてのリハビリ（月13単位）も実施しています。

### ②介護療養型病床（介護保険を利用する入院）

要介護認定を受けた方が対象となります。病状が安定し、医療療養病床に比べて医療処置が少ないものの、寝たきり等で介護度の高い患者さまに看護・介護ケアを提供します。長期間、快適にお過ごし頂ける入院環境を備えた病床です。

患者様の病態・体力に応じて週に2～3回程度のリハビリも実施しています。

### ○設置基準等の違い

令和元年11月1日現在

	医療療養型病床 (医療保険)	介護療養型病床 (介護保険)
医師	48 : 1	48 : 1
看護師の配置	20 : 1	6 : 1 ※ 30 : 1
看護補助者の配置	20 : 1	4 : 1 ※ 20 : 1
患者一人当たりの 床面積	6.4㎡以上	6.4㎡以上

※診療報酬基準

慈誠会記念病院では、医師・看護師・看護補助者・理学療法士（PT）・作業療法士（OT）言語聴覚療法（ST）・管理栄養士・医療相談員（MSW）等がチームを組み、誠実に医療・看護・介護のサービス（奉仕）を行います。